

日本年金機構健康保険組合規約の改正に関する公告

令和8年4月1日から施行された子ども・子育て支援金の対応として、日本年金機構健康保険組合規約を下記のとおり改正します。

1. 改正内容(新旧対照表)

改正後	現行
<p>(一般保険料等額の負担割合)</p> <p>第45条 <u>一般保険料等額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</u></p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2) 還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</u></p>	<p>(一般保険料、調整保険料及び介護保険料の負担割合)</p> <p>第45条 <u>一般保険料額、調整保険料額及び介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</u></p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (新設)</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p>

(傍線部分は改正部分)

2. 施行期日

令和8年4月1日

令和8年4月30日

日本年金機構健康保険組合

理事長 草刈 俊彦

